五　関係法令並びに溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の方法	一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の関係法令 二　発電用原子炉施設の溶接の技術基準 三　溶接事業者検査の方法 四　溶接安全管理審査基準及び溶接安全管理審査の方法	十時間

備考　この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。

（定期安全管理審査員資格研修）

第三条の二　検査省令第三条の三第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の三第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	内容	研修時間
一　発電用原子炉施設に係る機械又は器具の構造、材料等	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能	十時間
二　発電用原子炉施設に係る機械又は器具の工事、維持及び運用	発電用原子炉施設の運転及び保守	五時間
三　基礎工学	原子力工学、機械工学及び電気工学に係るもの	十時間
四　経営工学	日本工業規格Q九〇〇一に係るもの	四十時間
五　関係法令並びに定期事業者検査及び定期安全管理審査の方法	一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の関係法令 二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 三　定期事業者検査の方法 四　定期安全管理審査基準及び定期安全管理審査の方法	十時間

備考　この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

第十条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令第六十三条第一項第二号、第三号」を「令第六十三条第一項第三号、第四号」に、「設置される原子炉」を「設置される発電用原子炉」に改める。

第三条中「令第六十三条第一項第五号」を「令第六十三条第一項第六号」に、「製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設」に、「設置される加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「設置される加工施設、発電用原子炉施設」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部改正）

第十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条第一項の表第二号及び第三号並びに第二項の表第二号及び第三号並びに第六十四条の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号」に、「試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（）を「研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）」に改める。

第二条中「令第六十三条第一項の表第五号」を「令第六十三条第一項の表第六号」に、「原子炉施設（試験研究用等原子炉に係る原子炉施設に限る。）」を「試験研究用等原子炉施設（特定試験研究用等原子炉に係るものに限る。）」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する件の一部改正）

第十二条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する件（平成二十一年経済産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十九条の十六の七第一号」を「第百三十二条第一号」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正）

第十三条　核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第７条の２第１項の保存」を「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第６３条第１項及び第６８条第１項の保存」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第２６条第１項の保存」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第５８条第１項及び第６３条第１項の保存」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正）

第十四条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改める。

第三条中「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号。以下「保存基準」という。）別表第二に掲げる保存等をする場合」を「規則第四条第一項の保存をする場合に、「保存基準別表第一に掲げる基準」を「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号）別表第一に掲げる基準」に改める。

第五条第三号中「原子炉設置者（）を「発電用原子炉設置者（）に、「第四十三条の三の三第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同項第四号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十一条第一号及び第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、第四号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号イ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ハ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十三条を次のように改める。

（基準に係る確認等）

第十三条　原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。